

## 2017年版 オレンジブック6 薬剤 改訂表

2016年5月27日現在

日本薬局方の改訂、法改正等により以下の箇所が変更となります。

### ◇オレンジブック6◇

ページ	箇所	変更前	変更後
587	10	～（通則 12 項）	～（通則 13 項）
	11	～（通則 15 項）	～（通則 16 項）
588	12	（通則 25 項）	（通則 26 項）
	13	（通則 19 項）	（通則 20 項）
	14	（通則 21 項）	（通則 22 項）
589	2	（通則 13 項）	（通則 14 項）
	3	（通則 14 項）	（通則 15 項）
	4	（通則 16 項）	（通則 17 項）
	5	（通則 18 項）	（通則 19 項）
	6	（通則 20 項）	（通則 21 項）
	7	（通則 21 項）	（通則 22 項）
	8	（通則 22 項）	（通則 23 項）
590	9	（通則 23 項）	（通則 24 項）
	10	（通則 24 項）	（通則 25 項）
	11	（通則 26 項）	（通則 27 項）
	12	（通則 27 項）	（通則 28 項）
	（通則 23 項）①	～、0.1 mg、0.01 mg 又は 0.001 mg まで～	～、0.1 mg、10 μg、1 μg 又は 0.1 μg まで～
（通則 23 項）②	追加	<p>「0mgを正確に量る」と「0mgをとる」とは同じ意味であり、指示された数値の次の桁数を四捨五入して、0mgとなることを意味する。</p> <p>50mgとは、49.5～50.4mg</p> <p>50.0mgとは、49.95～50.04mg</p> <p>0.10gとは、0.095～0.104g</p> <p>2.000gとは、1.9995～2.0004g</p> <p>5gとは、4.5～5.4g</p> <p>を量ることを意味する。</p>	

591	13	(通則 28 項)	(通則 29 項)
	14	(通則 29 項)	(通則 30 項)
	15	(通則 30 項)	(通則 31 項)
	16	(通則 31 項)	(通則 32 項)
	17	(通則 32 項)	(通則 33 項)
	18	(通則 33 項)	(通則 36 項)
	19	(通則 34 項)	(通則 37 項)
	20	(通則 35 項)	(通則 38 項)
	21	(通則 36 項)	(通則 39 項)
592	6	(通則 37 項)	(通則 41 項)
	7	(製剤総則 10 項)	削除
	8	(通則 17 項)	(通則 18 項)
597	表の下	※(製剤総則 9 項)	※(製剤総則 10 項)
599	1	(通則 42 項)	(通則 46 項)
	2	(通則 43 項)	(通則 47 項)
602	問 2 設問 5	～(PTP)包装～	包装削除
	問 2 解説 4	～SP 包装～	包装削除
	問 2 解説 5	～。PTP 包装は、～	包装削除
604	問 6 選択肢 1	SP 包装、PTP 包装～	包装削除
606	問 9 設問 1	SP 包装～	包装削除
	解説 1 1・2 行目	～包装に関する記述である。 ～包装は、アルミ箔～	包装削除
608	設問 3	SP 包装、PTP 包装～	包装削除
	解説 3	SP 包装及び PTP 包装～	包装削除
611	(1) a	口腔内崩壊錠 (Orally Disintegrating Tablets)	口腔内崩壊錠 (Orally Disintegrating Tablets/Orodispersible Tablets)
614	1)	トローチ剤 (Troches)	トローチ剤 (Troches/Lozenges)
625	(1)	テープ剤 (Tapes/Plasters)	テープ剤 (Tapes)
637	6) 表	非水性溶剤	油性注射剤に用いる溶剤、親水性注射剤に用いる溶剤の 2 つに分類
725	5) 3 行目	・輸液用ゴム栓試験法	削除